平成16年11月1日条例第163号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後 改正前 ○伊賀市国民健康保険診療所条例 ○伊賀市国民健康保険診療所条例

平成16年11月1日条例第163号

(設置)

第1条 市民の医療及び保健衛生に資するため、診療所を設置する。 (名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置			
伊賀市国民健康保険阿波診療所	伊賀市猿野1339番地1			
同 山田診療所	伊賀市平田639番地			

(診療日及び診療時間)

市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

				/ -		
区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
阿波診療所	午前9時か	午前9時か	午前9時か		午前9時か	
	6	6	6		6	
	正午まで	正午まで	正午まで	午前9時か	正午まで	
	午後2時か	午後2時か	午後2時か	6	午後2時か	
	6	6	6	正午まで	6	
	午後5時ま	午後5時ま	午後5時ま		午後5時ま	
	で	で	で		で	
		午前9時か	午前9時か			
山田診療所		6	6			
		正午まで	正午まで			

(設置)

第1条 市民の医療及び保健衛生に資するため、診療所を設置する。 (名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊賀市国民健康保険阿波診療所	伊賀市猿野1339番地1
同 山田診療所	伊賀市平田639番地
同霧生診療所	伊賀市霧生3492番地

(診療日及び診療時間)

|第3条 診療所の診療日及び診療時間は、次の表のとおりとする。ただし、|第3条 診療所の診療日及び診療時間は、次の表のとおりとする。ただし、 市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2/15/ 2/2/ 00 0 c play / C C C 16/ C C (00/2/) 0 C C (00/2)						
区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
	午前9時か	午前9時か	午前9時か		午前9時か	
阿波診療所	6	6	5		6	
	正午まで	正午まで	正午まで	午前9時か	正午まで	
	午後2時か	午後2時か	午後2時か	6	午後2時か	
	6	6	5	正午まで	6	
	午後 5 時ま	午後5時ま	午後5時ま		午後 5 時ま	
	で	で	で		で	
		午前9時か	午前9時か			
山田診療所		6	5			
		正午まで	正午まで			

改正後		改正前						
分から 午後4時30	午後 1 時30 分から 午後 4 時30				分から 午後4時30	午後 1 時30 分から 午後 4 時30		
分まで	分まで		霧生診療所		分まで		午後2時か <u>ら</u> 午後5時ま で	